

【KSKQ】 2025 年 3 月号 No.236



あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日
第三種郵便物承認
毎月(1・2・3・5・6・8の日)発行



昨年11月に行われた『大阪府障がい者芸術・文化コンテスト』で、当法人の『紙芝居で伝え隊』が準グランプリを獲得しました。2年ぶりの本選出場及び準グランプリ受賞ということで、一同大変喜んだことを今も覚えています。

リハーサルから昼休みの様子、本番の演技まで全て紹介している当法人の公式ブログは、こちらのQRコードからご覧ください↓



- 障害者は価値が低いのか？！(障害者のついでと)
——当事者スタッフのコラムです
- 利用者に聞いてみよう！(支援？介助？)
——モニタリングについて紹介します
- 医療機関での障がい者差別解消について(制度のア・レ・コ・レ)
——医療機関での障害者差別や、実際に起きた事例について紹介します



あいえる協会
公式サイトはこちら

障害者のついでと

障害者は価値が低いのか?!

～可能性に満ちあふれた大切な命～

『逸失利益』という言葉を知ったことがある人は少ないだろう。正直私も、当事者と関わる仕事に就いていなかったら、自身が当事者でなかったら、あまり無縁の言葉だったと思う。『逸失利益』とは、損害賠償額を決めるための基準の一つである。不幸にも事故に遭い、亡くなったり後遺症を負ったりした場合、事故がなければ受け取ることができたと予想される生涯収入の事である。

2018年2月1日、大阪市生野区で、当時11歳の井出安優香さんが、交通事故により死亡した。2020年1月、両親は損害賠償を請求するために民事裁判を起こした。そこで被告は、被害者は聴覚障害児であり、将来受け取れる収入は低かっただろうと、被害者の逸失利益は健常者の60%と主張し、地裁は85%の判決を示したのだ。この許しがたい判決については、らくがき帳No.225でも取り上げた。

ご両親は健常者と同等の逸失利益を求めて控訴し、署名活動では累計約1万8千以上の署名が集まった。

そして2025年1月20日、大阪高裁は『社会意識や職場環境の変化を考慮して、被害者の労働能力を検討するべきであり、社会的障壁は、ささやかな合理的配慮で、聴覚障害者を含む職場全体で取り除くことができる』とし、健常者と同等の逸失利益を認めた。なお、上告されなかったため、この判決は確定している。

被害者の両親は、被害者が生前、健常者と変わりなく働けるよう努力を重ねてきたことを主張し続けてきた。それがようやく報われ、大変喜ばしい。これまで、障害を理由に逸失利益を減額される事例が後を絶たなかったが、この判決は、今後の潮流を変える、画期的なものになるのかもしれない。この判決が、社会の変化によるものであれば、社会的障壁を排し、合理的配慮を進めていくことは、ますます重要になるだろう。

一方で、この事故の被害者が、健常者と同等の就労が難しい程度の重度障害者であった場合、どのような判決になったのか…そう考えると、課題はまだ残されているように思えてならない。

最後に、井出安優香さん、謹んでご冥福をお祈りいたします。



(文責：赤松)

支援？介助？

利用者に聞いてみよう！

～『モニタリング』って知ってますか？ Part 1～

今回は、障害者支援にとって必要不可欠なモニタリングについてお話ししていきたいです。モニタリングは、サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握など継続的に評価を行うことです。

まず、当事者から実際に「大きく変わったこと」「健康状態」「介護環境に変化はないか」などを聞き取ります。そして、聞き取った内容をもとに、長期目標・短期目標の達成度やサービスの評価、利用者や家族の希望、新たな生活課題や支援プランの変更の必要性の有無などを、モニタリングシートに記入していきます。その際、第三者が見ても分かりやすく取り組みやすいように記載することが良いとされています。この一連の流れを、定期的を実施します。以上のように、必要に応じて支援内容の見直しを行い、当事者やその周りの環境について情報を集め、得られた情報を元に支援内容を考えていくことが「モニタリング」です。



～モニタリングが重要とされている理由～

- ① 本人と直接やりとりすることで、行動や発言のちょっとした変化に気づきやすくなるため。
- ② 当事者が何に困っていて、どんな支援を必要としているかを把握するため。本人から直接聞く事で、困りごとをより正確に拾い上げることができます。
- ③ 現行の支援に問題点や改善点がないかを探るため。現在提供しているサービスの妥当性や効果を確認し、必要に応じて個別支援計画の見直しに結びつけることができます。

障害者支援には、医療的支援、生活支援、社会的支援など多岐に渡る取り組み、様々なアプローチが必要となります。その中から、当事者にとってどんな支援が必要かを考えていく上で、モニタリングは大きな足掛かりとなるのです。

しかし、多様な困りごとを抱える当事者がいる中で、置かれている状況を正確に把握し、適切な支援に繋げることは、一定の難しさもあります。そのため、当事者について、より詳しい情報を得るために、現場では様々な工夫がされています。

今回は、実際のモニタリングを一例に挙げて、どんな工夫がされているのか、より深掘りしていきたいです。

(文責：栗本)

制度のア・レ・コ・レ

医療機関での障がい者差別解消について

～安心して入院できるように～

令和6年4月から改正障害者解消法が施行され、事業者においても障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。今回の改正で、雇用・教育・交通・行政サービス・公共施設など、様々な分野で障がい者差別のない社会を目指して一層の環境整備や取り組みが進むことが期待されます。一方で、障がいを理由に店舗でのサービスの拒否、公共交通での乗車拒否、賃貸住宅の住宅管理会社から入居拒否などの事例が、今も発生しております。医療機関においても、コミュニケーション・身体介護・尊厳の保持・入院時の受け入れなどで、障害を理由として不当な差別的な対応を受けたとの声があり、不当な差別の取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求められています。対象となる医療機関は、病院・診療所・助産所・薬局などになります。今回、大阪府から昨年12月に医療機関・医療従事者向けに入院時の障がい者理解と合理的配慮にかかる啓発チラシが作成・周知されました。入院時の医療機関の不適切な対応の具体的な事例と、望まれる対応が挙げられます。下記に啓発のチラシと、発行元の大阪府のアドレスのQRコードを記載していますので、ご参考にして下さい。



障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮に係る啓発チラシ

大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業 協力医療機関

身体障がい当事者の方が入院された際に、障がいを理由に個室での療養を求められ、個室利用料を請求されたケースがありました。

その方は手に麻痺があり、ナースコールが押せなくて声で看護師を呼ぶために、病院側から他の患者さんに迷惑がかかるとの理由で、個室での対応になりました。病院に確認・説明を求めて「本人から同意を得て請求したが、配慮が足りなかった」とのことで返金対応になりました。このケースのように、病院から不適切な対応を受け、相談できないまま我慢して入院している人もおられると思います。そのような場合は、近くの支援者やお住いの区役所・基幹センターに相談していただければと思います。これからも、障がいの方も安心して入院できる病院の環境をつくれるように、医療機関に働きかけができればと考えています。

(文責：井上)

お知らせコーナー

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・5・6・8の日)発行

みんなのぬくぬく～交流スペース～

- 次回ぬくぬくスケジュール ■
- 3月19日 4月16日
- 一番人気はミックスジュース!



障害者福祉の動向

- 1月17日…首相、旧優生保護法被害者に謝罪
- 1月20日…大阪高裁、聴覚障害児の交通死亡事故で健常者と同等の逸失利益を認める判決
- 1月20日…株式会社恵、事業所の一括譲渡を株式会社バイオネストと正式に契約
- 1月30日…厚労省、障害福祉事業所の運営指導・監査を強化する方針
- 2月6日…厚労省、子どものADHD治療アプリ『エンデバーライト』を承認

★ヘルパーさん大募集★

時給：1350円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週1日～OK!※応相談!

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区殿辻2-2-27 野村ビル201号室
TEL:06-6676-2010

色とりどりのゆく年くる年

4人の利用者さんの
年末年始の過ごし方を紹介します



住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：3月26日(水) 11時～14時 住吉区役所にて



編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会

〒558-0042 大阪市住吉区殿辻2-2-27 野村ビル201号室

TEL:06-6676-2010 FAX:06-6676-2011

郵便振替口座 00960-5-137458 年間購読料 600円(定価100円)

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部

ヘルプセンター・ホップ

自立生活センター・まいど

グループホーム・あいえる

グループホームほんわか

ウィル

ライフ・ネットワーク

ピア・エンジン(分所)